

令和2年（ワ）第6225号，第31962号六ヶ所再処理工場運転差  
止請求事件

原告 中嶋哲演 外233名

被告 日本原燃株式会社

## 準備書面6

(準備書面(3)に対する認否)

令和3年9月17日

東京地方裁判所民事第37部合議C係御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 河合 弘之  
ほか

本書面では，債務者の準備書面(3)(令和3年3月31日付)に対する認否を行う。なお，被告の主張のうち，法令や規則などの建付けや地震などに関する前提知識に係る部分については，積極的に争うものではない。一方，被告の主張のうち，基準地震動の策定「手法」などの主張は，本件訴訟の争点と直接関係しない過度に複雑な科学論争を司法の場に持ち込み，議論を複雑にして錯綜させるものであって適切ではないことから，原告は必要最小限の指摘及び反論をするにとどめる。

### 目次

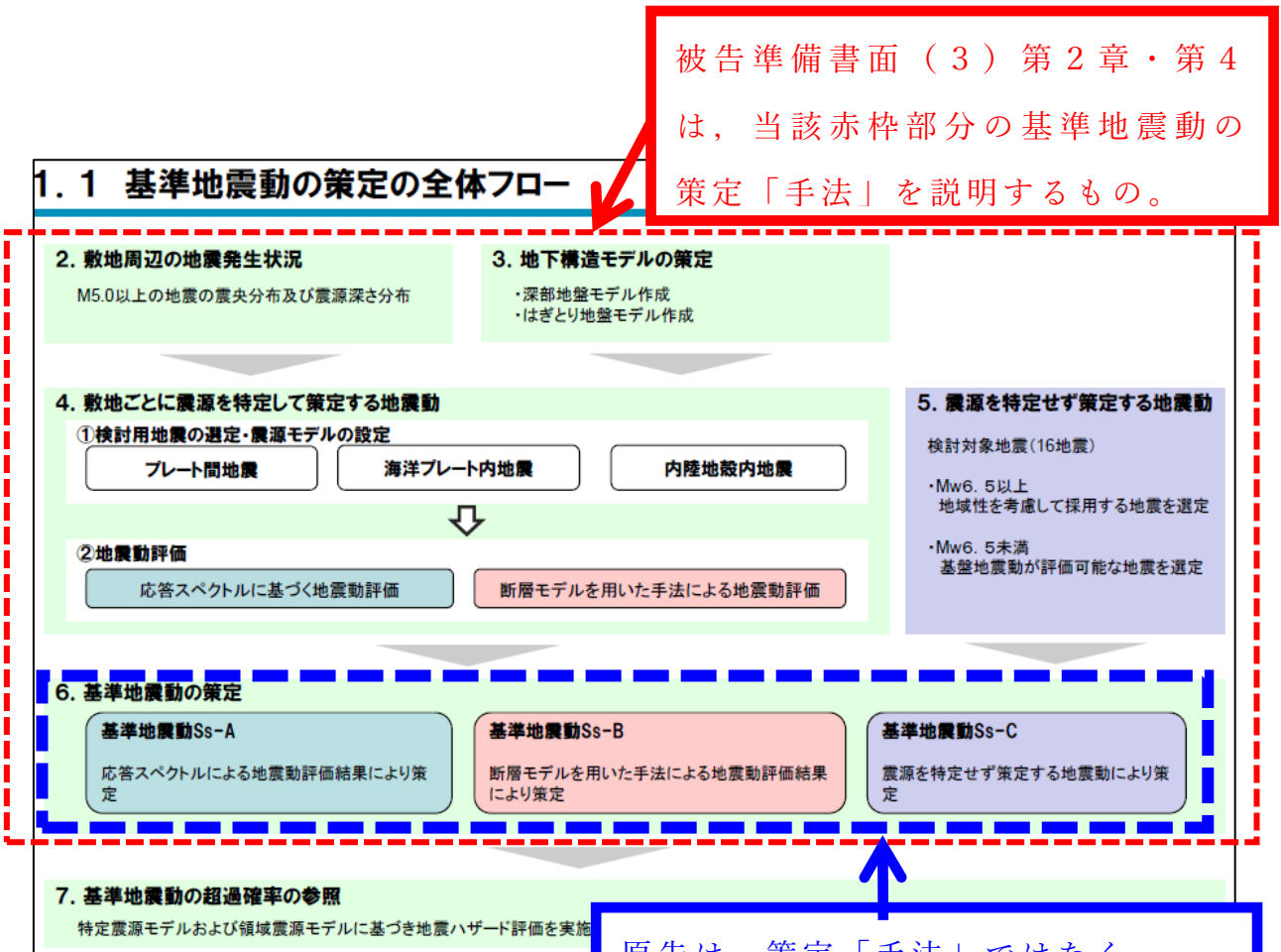
はじめに .....	3
第2章「第2章 地震に係る本件再処理工場の安全性」について .....	4

第 1 「第 1 地震及び地震動に関する基礎的事項」について	4
1 「1 地震と地震動」について	4
2 「2 地震発生様式による地震の分類」について	4
3 「3 断層運動とその種類」について	4
4 「4 地震動に影響を与える特性」について	5
5 「5 基準地震動と時刻歴波形」について	5
6 「6 基準地震動と応答スペクトル」について	5
第 2 「第 2 本件再処理工場の建設開始の際の検討及び対応」について	5
1 「1 本件再処理工場の耐震設計に用いた地震動の策定」について	5
2 「2 耐震設計上の重要度分類」について	5
3 「3 本件再処理工場の耐震設計」について	5
第 3 「第 3 本件再処理工場の新耐震設計審査指針に照らした耐震安全性評価」 について	6
1 「1 新耐震設計審査指針の策定に至る経過」について	6
2 「2 新耐震設計審査指針の求める地震動評価と耐震設計」について	6
3 「3 新潟県中越沖地震の知見の反映」について	6
4 「4 本件再処理工場の耐震安全性の再評価」について	6
第 4 「第 4 新規制基準を踏まえた本件再処理工場の地震に対する安全性」につ いて	6
1 「1 基準地震動 S S の策定」について	7
2 「2 耐震安全性評価」について	10
第 5 「第 5 結語」について	12

## はじめに

本件訴訟の主な争点の一つは、実際の観測記録という客観的事実と比較した場合に基準地震動の策定「結果」が妥当かどうかであって、被告が如何に詳細な調査などを行ったかどうかという策定「手法」は争点ではない。

被告は下図（乙 91・4 頁の図に原告が追記したもの）のとおり、本件再処理工場の基準地震動に関して争点を噛み合わせない主張をしているが、本件訴訟の争点は基準地震動の策定「結果」が事実と比較して妥当かどうかであるから、被告は民事訴訟の実務上のルールに則り、争点を噛み合わせる主張をすべきである。



原告は、策定「手法」ではなく  
策定「結果」と観測記録の対比で、  
「結果」の妥当性を争点としてい

## **第1章「第1章 立地条件に係る本件再処理工場の安全性」について**

原子力規制委員会が本件事業変更許可をしたことは認め、本件再処理工場の安全性に問題がないことを継続して確認しているとする点は否認し、その余は不知。

## **第2章「第2章 地震に係る本件再処理工場の安全性」について**

再処理工場が、供用中に発生する可能性があり、再処理工場に大きな影響を及ぼすと想定される地震に対して、大きな事故の誘因とならないように十分な耐震安全性を有していなければならないとする点は認め、被告が耐震安全性等に係る最新の技術的知見及び研究動向の把握にも積極的に取り組んできたとする点は否認し、その余は不知。

なお、原告の反論は別途主張する。

### **第1「第1 地震及び地震動に関する基礎的事項」について**

#### **1「1 地震と地震動」について**

概ね認める。

なお、ある震度が加速度で何G a 1に相当するかについて厳密に比較できないとしても、概ねの目安としての対応する値を示すことはなされている。(訴状59頁, 甲50の2)

#### **2「2 地震発生様式による地震の分類」について**

認める。

#### **3「3 断層運動とその種類」について**

概ね認める。

#### **4「4 地震動に影響を与える特性」について**

不知。

#### **5「5 基準地震動と時刻歴波形」について**

原子力発電所や再処理工場等の基準地震動は解放基盤表面における地震動として策定されること、及び解放基盤表面の定義については認め、その余は不知。

#### **6「6 基準地震動と応答スペクトル」について**

概ね認める。

### **第2「第2 本件再処理工場の建設開始の際の検討及び対応」について**

本件再処理工場が、想定されるいかなる地震動に対しても十分な耐震性を有するよう設計しているとする点は否認し、その余は不知。

#### **1「1 本件再処理工場の耐震設計に用いた地震動の策定」について**

再処理施設安全審査指針等により基準地震動 $S_1$ 及び $S_2$ の策定が求められていること、基準地震動 $S_1$ 及び $S_2$ の定義は認め、その余は不知。

#### **2「2 耐震設計上の重要度分類」について**

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

##### **(1)「(1) Aクラス」について**

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

##### **(2)「(2) Bクラス」について**

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

##### **(3)「(3) Cクラス」について**

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

#### **3「3 本件再処理工場の耐震設計」について**

不知。

### **第3「第3 本件再処理工場の新耐震設計審査指針に照らした耐震安全性評価」について**

#### **1「1 新耐震設計審査指針の策定に至る経過」について**

平成18年9月、耐震設計審査指針が改訂され、新耐震設計審査指針が策定されたことは認め、その余は不知。

なお、被告は、本件再処理工場の建設を開始した当時においても、既に、基準地震動の策定に関して一定の方法が確立されていたと主張するが、その確立した方法によって策定した基準地震動が、ここ20年間の観測データと比較して極めて低水準であることは既述した。

#### **2「2 新耐震設計審査指針の求める地震動評価と耐震設計」について**

(1) ないし(3)、(5)は認め、(4)及び(6)は引用する新耐震設計審査指針の内容の限りで認め、その余は不知。

#### **3「3 新潟県中越沖地震の知見の反映」について**

概ね認める。

#### **4「4 本件再処理工場の耐震安全性の再評価」について**

本件再処理工場の基準地震動 $S_s - 1$ （水平方向最大加速度 $4.50G a 1$ ）及び基準地震動 $S_s - 2$ （水平方向最大加速度 $4.50G a 1$ ）が策定されたことは認め、その余は不知。

なお、被告は、基準地震動 $S_s$ に対し、本件再処理工場の建物等について耐震安全性が確保されている旨主張するが、そもそも、この基準地震動が観測データと比較して極めて低水準であるため、本件再処理工場の耐震安全性は確保されていないことを付言しておく。

### **第4「第4 新規制基準を踏まえた本件再処理工場の地震に対する安全性」について**

新規制基準が平成25年12月に施行されたこと、及び、引用する新

規制基準の内容については概ね認め、その余は不知。

なお、「本件再処理工場の耐震重要施設が基準地震動  $S_s$  による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを確認する」との記載は趣旨不明であるが、この基準地震動  $S_s$  は観測データと比較して極めて低水準であるため、本件再処理工場の耐震安全性は確保されていない。

## **1 「1 基準地震動 $S_s$ の策定」について**

不知。

なお、冒頭で既述したとおり、被告は、本項目以降、基準地震動の策定「手法」について縷々述べるものであるところ、基準地震動の策定「手法」は本件訴訟の主な争点ではないことから、原告は必要最小限の指摘及び反論をするにとどめる。

### **(1) 「(1) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について**

不知。

なお、被告が敷地内の地質・地質構造について直接試料を得るために行うボーリング調査における掘削深度は、平均約 8.2 m に過ぎない（乙 85・4-4-119 参照）。

#### **ア 「ア 地形、地質・地質構造」について**

**(ア) 「(ア) 敷地周辺陸域、同海域、敷地近傍及び本件敷地の地盤を構成する地層」について**

敷地周辺陸域は主に山地からなる吹越地域、台地からなる六ヶ所地域及び山地からなる東岳・八幡岳地域に区分されることは認め、その余は不知。

#### **(イ) 「(イ) 敷地周辺陸域の段丘面」について**

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

**イ「イ 敷地周辺における地震発生状況」について**

不知。

**(ア)「(ア) プレート間地震」について**

不知。

**(イ)「(イ) 海洋プレート内地震」について**

不知。

**(ウ)「(ウ) 内陸地殻内地震」について**

不知。なお、引用する証拠（乙第85号証4-6-14）は、（乙第85号証4-6-15）の誤記である。

**ウ「ウ 断層等の評価」について**

**(ア)「(ア) 活動性の評価方法」について**

活断層が最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層であることは認め、その余は不知。

**(イ)「(イ) 敷地周辺陸域の調査結果」について**

不知。

**(ウ)「(ウ) 敷地周辺海域の調査結果」について**

不知。

**(エ)「(エ) 敷地近傍の調査結果」について**

不知。

**(オ)「(オ) 本件敷地の調査結果」について**

不知。

**エ「エ 本件敷地地盤の地下構造評価」について**

不知。

**(ア)「(ア) 解放基盤表面の設定」について**

不知。

**(イ)「(イ) 本件敷地地盤の地下構造の評価」について**



不知。

なお、被告は、「本件敷地及び敷地周辺の地盤の速度構造は概ね水平成層かつ均質であることを確認した」と主張する部分については、証拠上は「水平成層かつ均質であると考えられる」とされているとおり、事実ではなく、被告の推測に過ぎないことを指摘しておく（乙85・4-6-17）。

**（ウ）「（ウ）地震観測記録による調査」について**

不知。

**（エ）「（エ）深部地盤モデルの作成」について**

不知。

**（オ）「（オ）小括」について**

不知。

なお、「本件敷地及び敷地周辺の地盤の速度構造は概ね水平成層かつ均質であることを確認し」たと主張する部分については、証拠上は「水平成層かつ均質であると考えられる」とされているとおり、事実ではなく、被告の推測に過ぎないことを再度指摘しておく。

**オ「オ 検討用地震の選定」について**

不知。

**（ア）「（ア）プレート間地震」について**

不知。

**（イ）「（イ）海洋プレート内地震」について**

不知。

**（ウ）「（ウ）内陸地殻内地震」について**

不知。

**カ「カ 検討用地震の地震動評価」について**

不知。

**(ア)「(ア) プレート間地震」について**

不知。

**(イ)「(イ) 海洋プレート内地震」について**

不知。

**(ウ)「(ウ) 内陸地殻内地震」について**

不知。

**(2)「(2) 震源を特定せず策定する地震動」について**

**ア「ア 検討の概要」について**

不知。

**イ「イ 収集の対象とする観測記録の選定」について**

不知。

**(ア)「(ア) Mw 6.5 以上の地震」について**

不知。

**(イ)「(イ) Mw 6.5 未満の地震」について**

不知。

**ウ「ウ 震源を特定せず策定する地震動の応答スペクトル」について**

不知。

**(3)「(3) 基準地震動 S S の策定」について**

策定された各基準地震動の数値は認め、その余は不知。

**2「2 耐震安全性評価」について**

再処理事業指定基準規則 7 条 1 ないし 3 項の内容は認め、その余は不知。

なお、被告が、耐震安全性評価において、基準地震動 S s による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを評価、確認すると主張する趣旨は不明確であるが、原告は、本件再処理工場が地震に対し

て安全性を有するものではないことに関して別途主張する。

**(1)「(1) 耐震設計方針」について**

**ア「ア 耐震重要度分類とクラス別の耐震設計に関する基本的な方針」について**

不知。

**イ「イ 地震力の算定法」について**

不知。

**ウ「ウ 荷重の組合せと許容限界」について**

不知。

**(ア)「(ア) 建物構築物」について**

不知。

**(イ)「(イ) 機器配管系」について**

不知。

**(2)「(2) 基準地震動 S S による地震力に対する耐震安全性評価の手順」について**

不知。

**ア「ア 建物構築物」について**

不知。

**イ「イ 機器配管系」について**

不知。

**(3)「(3) 耐震重要施設の耐震性が基準地震動 ss による地震力に対して有する余裕」について**

**ア「ア 耐震安全上の余裕の存在」について**

不知。

**イ「イ 許容限界自体の設定の持つ余裕（別紙図 76 における②の余裕）」について**

不知。

**ウ「ウ 評価値の計算条件の設定等における余裕（別紙図 76 における③の余裕）」について**

不知。

**エ「エ 小括」について**

否認する。なお，原告の反論は別途主張する。

## **第 5 「第 5 結語」について**

認否の要を認めない。

以上